

奈良県県民くらし相談センター「活動グループ」に対する支援について

◆ 「啓発・交流スペース」をご利用いただけます。

活動グループの打ち合わせ等に利用することができます（予約制・無料）。

【開館日】 月曜日～土曜日（祝日及び12/29～1/3を除く）

【利用時間】 9時～12時30分、13時30分～17時（12:30～13:30は利用できません）

【利用人数】 12名以内（長机2・椅子12）

※スペース内には、情報資料コーナーや託児・授乳室もあり、共用のスペースとなっています。

- ・利用日の前月1日（休館日の場合は次の開館日）の9時から、来所又は電話により、予約を受け付けます。原則、1グループでの利用となります。
- ・予約は2回分まで、1回あたり3時間を限度とします。
- ・ご利用前に「啓発・交流スペース利用票」を提出していただきます。
- ・荷物の預かりや資料のコピー、物品の貸出等はできません。
- ・宗教活動・政治活動・営利活動を目的とする利用、講演・セミナー等での利用はできません。
- ・飲食はできません。（水分補給は除く）
- ・その他、センターの業務に支障を及ぼす行為や、他の利用者の迷惑になる行為等はできません。
- ・利用後は現状復帰をお願いします。施設・設備を損傷したときは損害を弁償していただきます。

◆ センターが実施する事業に関する情報を提供します。

センターが実施するセミナーやイベントなどの情報をメール等でお知らせします。

◆ 県ホームページに活動グループの情報を掲載します。

センターのホームページ内に、グループ名・代表者名・活動目的・活動内容等を掲載します。

◆ パンフレットスタンドをご利用いただけます。

グループの活動の紹介や案内等に、啓発・交流スペースのパンフレットスタンドが利用できます。

【配架可能なもの】 グループが主催する講座・セミナー等の案内、活動紹介資料等

【利用可能期間】 1ヶ月（ただし、センターが必要と認めた場合はこの限りではありません）

- ・「パンフレットスタンド利用申込書」を提出していただきます。
- ・配架スペースの都合や資料の内容等により利用をお断りすることがあります。
- ・配架物の管理及び内容に関するお問い合わせ等についてはグループで対応してください。
- ・期限が過ぎたパンフレット等はセンターが撤去します。

◆ **センター協働事業として講座を開催することができます。**

消費生活の安全又は男女共同参画・多文化共生の推進を目的とする講座やセミナー等を開催する場合で、次に掲げる要件を全て満たすと認められるときは、センター協働事業として、講座室の無償利用及び広報協力（県ホームページへの掲載等）による支援が受けられます。

【事業の要件】

- ① 次のいずれかを目的とし、本県の施策、方針と整合する事業であって、公益性が認められるもの
 - ア 消費者安全の確保
 - イ 男女共同参画の推進
 - ウ 多文化共生の推進
- ※奈良県の「消費者基本計画」「男女共同参画プラン」「多文化共生推進プラン」で定める施策に沿った事業であることが必要です。
- ② 県民くらし相談センター講座室を会場とするもの
 - ③ 広く一般に公開されているもの
 - ④ 参加料が原則無料であるもの
 - ⑤ 事業計画及び予算が確立したもの
 - ⑥ 安全管理、環境衛生について配慮が十分されたもの
 - ⑦ 会員の勧誘を目的としないもの
 - ⑧ 活動グループが主体となり事業の企画・運営を遂行するもの
 - ⑨ 次のいずれにも該当しないもの
 - ア 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
 - イ 営利を目的とするもの
 - ウ 公序良俗に反するもの
 - エ 過去に本協働事業の決定を取り消されたことがある活動グループによるもの
 - オ その他、センター所長が適切でないと認めたもの

- ・実施希望日の3ヶ月前までに申込書の提出が必要です。1グループ1年度に2回までとします。
- ・内容を審査のうえ、協働の可否を決定します。
- ・活動グループには、講座の主催者として企画・運営全般を行っていただきます。
- ・実施にはセンターとの打合せが必要です。また、実施内容を変更していただく場合があります。
- ・実施後は、1ヶ月以内に実施報告書を提出していただきます。

◆ **「なら男女共同参画週間イベント」に出展できます。** ※男女共同参画推進を目的として活動するグループ

男女共同参画社会の実現に向け県民の理解促進を図るとともに、県内各地で活動する活動の取組の紹介やイベントを通じて、情報交換、ネットワークづくりを行うため、「男女共同参画週間」の時期に合わせて、毎年1回イベントを開催しています。